

事業③

基幹管路の耐震化率が約16%と水道管の耐震化が遅れている現状から、最重要給水施設管路から優先的に更新を進め、耐震化率を35%に向上(10年間継続：24億3千万円)

事業④

応急給水体制の充実のため飲料用耐震貯水槽(50m³基程度)を増設(前期5年：1億5千万円)

事業⑤

その他、送水ポンプ等の施設、設備の更新(前、後期：5億円)

水道事業経営計画の実施にあたり、将来世代へ過度に

負担を先送りしないよう、当面の事業財源として7月

検針分から水道料金を改定することとなりました。(詳細は6月広報に掲載します)

今後一層の経費節減、組織のスリム化に努め、新水道

事業ビジョンの実現に向け取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】

水道課 (田浦町字中西

103)

☎ 32・6188 / FAX

35・0647

Mail:suidou@city.komats

ushima.i-tokushima.jp

小松島市企業振興施策の新設・拡充

小松島市では平成29年4月から中小企業・小規模企業振興基本条例を施行し、中小企業を中心とした企業振興施策を強化しています！

販路拡大支援

【販路拡大支援補助金】 新設

市内の企業が国内外で販路拡大のため、展示会へ出店する場合に、その費用の一部を補助します。

資金調達支援

【小口融資制度保証料補給制度】 拡充

小規模事業者が信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受けた場合に事業者が信用保証協会へ支払う保証料の一部を助成します。

税制優遇

【企業立地促進条例】 拡充

市内へ新たに立地する企業及び市内に既存の企業が事業拡大のために新たに事業用固定資産を取得し、投下固定資産要件および新規雇用要件を満たした場合に固定資産税を一定期間免除します。

【小規模事業者経営改善資金利子補給制度】 新設

小規模事業者が日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)により借り入れた融資にかかる償還利子の一部を最長2年間助成します。

※そのほか創業支援や雇用支援制度、各制度の条件等については下記お問い合わせ先にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

◎市産業振興課 (市役所4階) ☎ 32・3809 / FAX 33・0938

Mail:sangyoshinko@city.komatsushima.i-tokushima.jp

